

あおば支援学校開放事業運営委員会会則（準則）

（目的）

第1条 この会則は、県立あおば支援学校開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

（事務局）

第2条 運営委員会の事務局は、県立あおば支援学校内に置く。

（運営委員会の構成）

第3条 運営委員会は、県立あおば支援学校教職員、地域住民の代表、青葉区役所職員、利用団体の代表者、その他の関係者をもって構成する。

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 運営委員会は、利用調整機関として、利用団体による実行委員会を置く。実行委員会の委員長副委員長の任期は1年とし、輪番制とする。

（役員）

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1人

（2）副委員長 2人

2 委員長は、県立あおば支援学校長が当たるものとし、その他の役員は、委員の互選とする。

（役員の仕事）

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

（1）委員長は、運営委員会を代表し、会務を掌理する。

（2）副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときは、その仕事を代理する。

（所掌事務）

第6条 運営委員会は、次の事務を所掌する。

（1）施設開放事業にかかる検討及び決定

（2）施設開放事業における実行委員会との連絡調整

（3）その他県立学校開放事業に関すること

（会議）

第7条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の定足数は3分の2以上とする。

3 議決は出席者の過半数以上の同意を必要とする。

（施設管理員の仕事）

第8条 施設管理員は、校長の指示に基づき、別に定める職務を行う。

（補則）

第9条 この会則に定めるもののほか、学校開放事業の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日より施行する。